

## 介護報酬減算対象事例について

はじめに

事業所の職員配置が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合、人員基準欠如に該当し、介護報酬を減額する必要があります。2013年度(平成25年度)において、次のとおり介護報酬の減額を行った事例がありましたので紹介します。

### 【事例1】通所介護事業所(利用定員:15名,営業日:月~土)

当該事業所の看護職員の配置は、常勤の看護職員(週5日勤務)と非常勤の看護職員(週3日勤務)の2名だったが、非常勤の看護職員が退職し、常勤の看護職員1名のみでの配置となった。人員基準上、看護職員はサービス提供日数に応じた配置が必要であるが、看護職員は週5日しか配置されておらず、看護職員の人員基準欠如となった。減算が行われた期間は、人員基準欠如が発生した翌月から解消に至った月まで、減算の額は、利用者全員について所定単位数の30%とした。また、サービス提供体制強化加算など一部の加算について、同期間は算定不可となった。

〈満たすべき人員基準〉

- ・利用定員が11人以上の事業所の場合、営業日の利用者数に関わらず、看護職員はサービス提供日数に応じた配置をすること。

### 【事例2】介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所(ユニット型)

ユニット型事業所・施設において、日中の時間帯(夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯)に、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していなかったため、減算となった。また、別の事例では、配置が義務付けられているユニットケアリーダー研修を受講した常勤の職員(ユニットリーダー)を配置していなかったため、減算となった。それぞれ、減算が行われた期間は、人員基準欠如の発生の翌々月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、減算の額は、利用者全員について所定単位数の3%とした。

〈満たすべき人員基準〉

- ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。また、常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置すること。(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)

【事例 3】 認知症対応型共同生活介護事業所

認知症対応型共同生活介護事業所において、計画作成担当者が研修受講誓約書を提出しているにも関わらず、指定した認知症介護研修を未受講であったため、人員基準欠如となった。減算が行われた期間は、人員基準欠如の発生の翌々月から解消に至った月まで、減算の額は、利用者全員について所定単位数の 30% とした。

〈満たすべき人員基準〉

・小規模多機能型居宅介護事業所・複合型サービス事業所・認知症対応型共同生活介護事業所の介護支援専門員・計画作成担当者は次の研修・資格を修了・取得していることが必要です。

研修・資格	サービス種別		
	小規模	GH	複合型
認知症介護実践研修（実践者研修）	○	○	○
小規模多機能型サービス事業等 計画作成担当者研修	○	—	○
介護支援専門員	○	○※	○

※共同生活住居が 2 以上の事業所の場合、少なくとも 1 人は介護支援専門員を充てること。

研修を修了した職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により人員基準欠如となった場合には、次に配置される研修未修了者が次回の研修を受講する旨を記載した受講誓約書を提出することにより、当該研修を受講するまでの間は減算に該当しない取扱いとしています。ただし、受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととなりますので、ご注意ください。

なお、誓約書を提出し、その後研修の受講を修了した場合は、研修修了書の写しを速やかに提出していただきますようお願いします。

留意事項

人員基準欠如に係る減算規定は、適正なサービス提供を確保するためのものであり、事業所・施設は、人員基準欠如の未然防止を図る必要があります。人員基準欠如となった場合は、減算すればよいという考え方ではなく、人員基準欠如にならないよう、事業所・施設における体制の管理を徹底してください。

また、人員基準欠如が予測される場合は、早期にご相談ください。